

ふるさと小雀小学校 学校運営協議会

1 学校運営協議会のねらい

(1) 学校の運営改善

- 中期学校経営方針の実現に向けて、教職員がチームとして力を発揮し、地域の力を活かした学校運営改善を行う。
- 地域材を活用したカリキュラム・マネジメントを推進し、教育活動を充実させる。

(2) 児童の育成

- 社会に開かれた教育課程の実現を図ることで、急激に変化する社会を主体的に生き抜く資質・能力を育む。
- 地域材を活用した学びや体験活動を充実させ、郷土愛や自己肯定感を育む。

(3) 地域と学校の連携・協働

- 地域人材の経験を活かすことで地域の方の生きがいや自己有用感につなげる。
- 学校を中心とした地域ネットワークを形成する。

(4) 学校関係者評価

- 学校運営の参画者として意見を交換し学校運営改善に活かす。
- 学校課題解決に向けて情報を発信し地域・保護者等の理解を深める。

2 令和5年度 学校運営協議会の予定

実施時期	会議	協議・活動内容
6月29日 (木)	第1回学校運営協議会 15時30分～ 図書室	・委員委嘱 ・令和5年度学校経営方針の説明質疑応答 ・今年度の予定確認
10月26日 (木)	第2回学校運営協議会 15時30分～ 図書室	・今年度の取組の途中経過の説明 ・地域とつながる学びについて意見交換
1月19日 (金)	第3回学校運営協議会 13時20分～ 図書室	・授業参観 5校時 ・授業参観を通じた意見交換、改善に向けての協議
3月5日 (火)	第4回学校運営協議会 15時30分～ 図書室	・中期学校経営方針の振り返りに基づく重点取組分野の改善の方向性について ・学校運営協議会の振り返り ・来年度学校運営協議会方向性確認

3 ふるさと小雀小学校運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、ふるさと小雀小学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン2030」で示す「自ら学び 社会とつながり 共に未来を創る人」の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと小雀」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

(組織)

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、会議に出席し、意見を述べることができるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(附則)

この会則は、令和4年10月1日から施行する。

令和5年度

学校運営協議会 会長

副会長